

方法に關する意見を提出せしむる爲め、公平なる専門家委員會を設立すべく、該委員會は、米國専門家の参加をも求め、又獨逸専門家の意見をも聴取すべし、四、該専門家委員會は、獨逸の申出たる支拂の經濟的保障の十分なりや否やに付き、意見を提出すべし、五、一般的及び、終局的財政決定の廣汎なる計劃を立てる爲めに、聯合國會議其他の方法に依り、成るべく早く、聯合國間の協議を開始すべし。六、獨逸の提出すべき經濟的擔保が、有效なる作用を開始すると同時に、エルサイユ條約所定以外の占領地域より撤兵すべし」といふに在り。

右の如き英國政府の通牒に對し、佛國は、却つて反問的態度に出で、七月三十日、左の如き回答を發せり。「一、賠償問題解決の先決問題として、獨逸は、消極的抵抗の廢止を約すべし、二、賠償支拂の程度に應ずるに非ざれば、ルール撤兵を行ふを得ず。但し、占領の形式は、擔保及び占領軍の安全に影響を及ぼさざる限り、範圍を縮小するを辭せず。三、佛國政府は、賠償委員會を以て、本問題を處理するに、尤も適當なる機關と信ず。新たに専門委員會を組織するも、賠償委員會の決定をすら認めざる獨逸が、果して其の決定に服すべきや否や疑ひ無き能はず。四、英國政府の所謂一般的及び終局的財政決定の廣汎なる計劃を立てる爲め、聯合國會議を開

かんとの提議に對しては、佛國は、賠償金支拂計劃の既に確定し居る今日、果して何を指示するにや了解に苦しむ。聯合國間の債務問題も包含するにや。」と。

## 第二十五章 問題の合理化

### 英國の白書發表

英國政府は、右の佛國反駁的回答に接するや、此の上は、佛國の挑戦に應じ、英國の態度を忌憚なく聲明するを以て、時局の解決上、必要なりとなし、依つて、八月十一日、八千語以上より成る大文書を作成し、之を佛白兩國大使に交付すると共に、其の翌日「獨逸の賠償支拂に關する聯合國との文書往復」と題する白書を發して、以て自國の態度を宣明せり。此の白書は、從來英國の曖昧なる態度をかなぐり捨て、赤裸々に、佛國のルール占領を不法行爲なりと喝破し、若し、ルール占領にして、半永久的に持續せられ、歐洲の平和を脅威するに至らば、國際聯盟規約第十一條に、所謂、「國際の平和又は其の基礎たる各國間の良好なる了解を攪亂せんとする虞



れある事態」となるべきを警告し、英國は時あつて、干渉の舉に出づべきを指示せるなりき。而して、白書の要領は四項目に分れたり。

第一、佛白の要求せる賠償額。從來、佛蘭西の要求せる處は、獨逸より最小額二百六十億の償金を取る外、尙ほ同國が、英米兩國に對して有する債務の免除を得るか、又は之を獨逸に轉嫁せんとするに在るが如し。而して佛國豫算の報告者たりしボカノウスキー氏の計算を基礎として考慮すれば、スパー協定に依る佛國の取分は、三百四十億麻克を出でざるなり。規定の賠償總額千三百二十億に對し、スパー會議にて決定せる佛國の按分率五十二パーセントを乗する時は、六百八十億四千萬麻克となるも、右賠償額中、八百二十億は無利子据置にて、其の支拂期の見込すら立たざるなり。故に計算の立て方に依りては、三百四十億以下ともなるべし。ボカノウスキー氏は、獨逸の支拂ふべき賠償金總額千三百二十億の半額を以て、實際の價值と見積り、之にスパー協定率五十二パーセントを適用せるなり。今此の金額より佛國の英國に對する債務百二十億、米國に對する債務百五十億を差し引く時は、餘す處僅か七十億なり。然るに、佛國は二百六十億を要求する事是れスパー協定の三四倍に當る。尙、佛國は、荒廢地復舊を理由として、賠償取得

に付、優先權を主張し居るも、是は戰時中、敵の加へたる損害に、人爲的の差別を設けんとする不當行爲なり。又白耳義は最小限度五十億麻克の賠償を要求し、且つ其の金額の優先權を主張するも、前記ボカノウスキー氏の計算を基礎として考ふる時は、其の取分は、五十億金麻克を超えざる事明白なり。然るに、同國は、既に聯合國の承認を得て十億金を受領し、且つ聯合國に對する戰時負債約三億磅即ち六十億麻克を免除せられ居たる故、今回の要求は、甚だしく過大なり。二、獨逸の支拂能力調査問題に付き考ふるに、賠償金總額千三百二十億が過大に失し、獨逸の支拂能力に適應するものに非ざる事は、識者皆之を認む。現に、佛國の豫算報告者さへも、其の半額を實際價值と見積れるに非ずや。故に獨逸の支拂能力を調査し、公正なる立案を爲す事、目下の急務なり。此の調査に關しては、已に賠償委員會の設置あるも、米國委員不参加の結果、佛議長の方針に依りて、全然佛白兩國の政策を實行する爲めの機關たるが如し。故に、此の際、新たに中立國委員をも加へたる専門家委員會を組織して調査せしめん事を希望す。而して、該委員會の決定を賠償委員に於て、直ちに採用する様、豫め聯合國政府間に取極めたし。但し、佛白政府にして、之に不同意ならば、單に之を諮問機關とするも差支なし。



三、ルール問題に關しては、佛白兩國は、平和條約第八編、第二附屬書十八に基づく制裁として、之を占領せりと稱するも、該條項は、決して此の如き權利を與へたるものに非ずして、ルール占領は、不法たるを免れず、何となれば、右附屬書十八に、「必要と決定せる措置」とあるは、經濟上の手段を指すものにして、軍事占領を含まざる事、是れ我が英國法律家の見解なればなり。殊に、佛白兩國は、獨逸の賠償支拂に比例してのみ撤兵すべしと聲明し、而も、千三百二十億の賠償を固執する故、永久撤兵の期なからんとす。此の如きは、我が英國政府の尤も恨事とする處にして、同時に、是れ國際聯盟規約第十一條の、所謂、國際の平和を攪亂するの危険に導くものなるを思ふ。

四、聯合國間の債務問題に關しては、英國は、米國に對し、百四十二億麻克を負擔せる故、此の金額は、獨逸及び他の債務國より取り立てたし。而して、其餘りの債務は、之を放棄するに吝ならず。而して、英國が、他聯合國に貸し付けたる金額を幾何迄減除すべきかは、一に英國が、獨逸より幾何を受取るかに依りて決せらる。獨逸より多くを受取れば、それだけ聯合國の債務も輕減せらるべし。兎に角、英國は、獨逸及び聯合諸國より受取るべき總額百四十二億あれば足

る。故に聯合國債務問題を議するに先だち、聯合國が獨逸より取得すべき最大額を定め、且つ獨逸の財政及び信用を鞏固なる基礎の下に立て直し、而して後、財政監理制度の下に、獨逸の債務が正確に支拂はれ得る如き取極を必要とす。

### 佛國政府英國に抗議す

右の如き英國政府の通牒に對し、佛國は、八月二十一日、回答を發せしが、そは、立論堂々、英國側の所説を反駁せるものなりき。即ち、佛國は、ルール占領を以て不法に非ずとなし、夙に千九百二十年四月、サンレモに於ける聯合國最高會議に於て、軍事占領の威嚇を獨逸に試みたる事、又千九百二十年七月のスパア會議に於て、「獨逸が誠實に石炭引渡を爲さざる時は、ルール地方を占領すべし」と決議せる事。又、千九百二十一年二月二十一日より三月七日に至る倫敦會議に於て、ライン右岸の三市占領を宣言し、之を實行せる事。千九百廿一年五月、賠償支拂計劃決定に際し、ルール占領の威嚇を以て、其の受諾を獨逸側に強要せる事。而も右の何れにも、英國が參加せるの事實を擧げて、其の所説の矛盾を責め、平和條約第二百四十八條が、獨逸

556  
153



帝國及び其の各邦の一切の資産及び収入の上に、第一順位の優先権を佛國に與へたるを引證して、「ルール占領は右擔保を占有するに過ぎず」と結論せり。尙、白國の回答は、八月二十八日、公表せられ、佛國の回答と大同小異なりき。

### 獨逸の消極的抵抗廢止

右の如くにして、獨逸第二回の賠償提案も、英佛間の外交論争の題目となり、曠日彌久、何の得る處なし。此の間に、獨逸の國狀は次第に悪化し、其の人民の生活は日一日困難となり、七月末よりは、全國に不穩の氣漲り、食糧暴動處々に起り、同盟罷工又續出せり。クノー内閣は、此時迄も、尙消極的抵抗を叫んで、國民を激勵する處ありしが、如何にせん、麻克價慘落、物價の暴騰、食料の不足に苦める民衆は、今や、クノー内閣を喜ばず、從來、好意的中立をなせる合同社會黨さへも、今は、クノー内閣不信任に傾きしにぞ、クノーは八月十二日に辭職せり。クノーに代れるは、人民黨の首領たるグラターフ・シュトレトゼマンにして、彼れは、合同社會民主黨、中央黨、民主黨と聯合して、極右黨及び共產黨を除ける、舉國一致内閣を組織せり。

而も賠償問題に關しては、消極的抵抗を廢止するの外なきを思ひ、八月廿四日、ベルリン商業會議所協會に於て、此の際獨逸が大なる犠牲を拂はざるべからざるを暗示し、九月二十七日、大統領令を以て、公然抵抗廢止を布告せり。かく政府の屈伏と共に、民間に在りても、直接佛國と協定を結ばんとするものを生じ、獨逸工業家組合と佛白占領軍官憲との間に、染料、藥品、石炭等の引渡しに關して、暫定取極め成立せり。其の結果として、少量ながら、英、佛、白諸國に賠償金品支拂はる、形となりしも、其の額甚だ小にして、聯合側の希望に遠ざかるのみならず、獨逸政府としても、此の如き状態は、一層國力の疲弊を増し、混亂を加ふる虞れあるが故に、一日も早く、局面展開の策を講ぜんと焦慮せり。

### 英國の國際會議提唱

此の際局面展開の一方法としては、聯合各國が商議を開き、獨逸の賠償金支拂計劃を變更する事尤も時宜に適せりと見なされたり。然るに、千九百二十三年十月十日、「米國新大統領は、「米國の對歐政策は、我が國務卿ヒュズーが、前年、賠償問題解決の爲め、國際專門家會議を提唱

556  
153



せし以來の方針を今後も踏襲する筈なり」と宣言せるにぞ、英國政府は、此の機會を捉へ、十月十二日、米國國務卿に對し、米國政府の盡力を乞ふ旨申込みり。之に對し、米國政府は、「第一に、獨逸の賠償能力審査と聯合國間の債務問題とは、嚴に之を區別し、委員會は、前者のみを審議する事、第二、調査委員會は、諮詢機關にして、決定機關に非ざる」二點を條件として賛意を表せり。仍つて、英國は佛、日、伊の三國を誘導し、米國に向つて、共同招請狀を發せんとせしに、佛國は、米國に共同招請の主旨には賛成せしも、専門家委員會の審査は、現在の支拂能力に之を限り、賠償金總額の減少に觸るべからずとせしかば、又も計劃は頓挫を來せり。佛國の意は、「今日獨逸が、其の財政經濟混亂の極に陥れる際、其の賠償支拂能力を決定するは、當を得ず。今日に於て、調査する所は、單に現在の支拂能力のみ。故に差し當りの支拂能力を審議するは差支なきも、賠償金總額の輕減を議するが如きは、以ての外なり」といふに在り。而も此の如きは米國の承諾せざる處にして、米國政府は、之が爲めに、賠償調査會に代表者を派遣しがたしと謝絶せり。之が爲めに、英國の國際會議提唱は、再び失敗に終れるなりき。

#### 専門家委員會

さりながら、獨逸は、千九百二十一年五月決定の支拂計劃に準じて、支拂を繼續するの力なきは、見易きの理にして、賠償委員會としては、此の點考慮の上、本問題を如何様にか解決せんと苦心の結果、千九百二十三年十一月三十日、一種の専門委員會を組織せり。是れ佛國側の提案に基づけるものにして、其の主旨には、「賠償委員會は、對獨平和條約に基づき、同盟及び聯合國に屬する専門家を以て、第一及び第二の委員會を組織すべし。而して右の中、第一委員會は、獨逸の豫算及び通貨、第二委員會は、獨逸の國外流出資本の評價及び之が復歸策を研究すべし」といふに在り。而して其の第一委員會に英、佛、伊、白、四ヶ國の委員の外、個人として米國人ドウス少將及びオーエン・ヤング氏を任命せり。而してドウス氏は、其の委員長に選まれ、世に之をドウス委員會と呼べり。

此の委員會は、千九百二十三年十二月任命を受け、翌、千九百二十四年四月九日附を以て、其の研究結果を報告せり。此の報告中の獨逸賠償計劃は、所謂ドウス案と稱せらるゝものなり。



ドウス案に依つて一段落

然らば、此のドウス案の内容如何といふに、是れには、先づ獨逸の負擔し得べき支拂年額及び財源を左の如く見積り。即ち其の財源は、一、一般豫算、二、鐵道社債、三、運輸税、四、工業社債、五、鐵道株賣却、六、外債にして、千九百二十四年—五年に於て、獨逸は右財源に依り、十億馬克を支拂ひ得べく、千九百二十五年—六年に於て、十二億二千萬馬克、千九百二十六年—七年度に十二億、次に第四年度には十七億五千萬馬克、第五年度には二十五億馬克を支拂ひ得べし。而して、此の第五年度の金額を以て、所謂標準支拂年額と定め、其の後に於ては、獨逸の經濟事情改善程度に應じて、其の年額を増加するものとす。

元來委員會は、賠償總額の問題に觸る、の權能を與へられざるが故に、年額を定めて、之が完済年額を規定するの計算を立つるが如きを爲さず、唯だ獨逸の支拂能力の許す限りに於て、實行可能と認むべき年額を定めたるのみ。然れども、是として、近き將來の五ヶ年間に亘りて計劃を立てる外なかりき。さは言へ、五ヶ年後の事も、全然未定とするは、再び論争の種を残すものな

るが故に、其の後の事につきては別に、「繁榮指數」の方法を設けたり。而して、此の「繁榮指數」を計算する爲めに、左の如き統計を適用せり。一、獨逸の輸出入總額、二、獨逸帝國及び聯邦の歲出入總額（條約上の負擔は歲出入双方より除き）、三、鐵道運輸重量、四、獨逸國內に於ける砂糖、煙草、麥酒、酒精の消費金額、五、獨逸人口、六、石炭消費高人口一人當り。

是等計數は各々に付き、或る年度の統計を基準とし、將來の計數と比較して、各項目毎に差異の割合を計算し、其の結果の平均數を以て指數とし、之に依つて獨逸支拂年額の増加率を定むるものとす。而して増加率の適用は、支拂標準年額即ち二十五億馬克の全部に課するは勿論なるも、唯だ千九百二十九年度より千九百三十三年に至る五ヶ年は、單に十二億五千萬馬克、即ち一般豫算の分擔分のみに適用するものなり。

以上の如きドウス案は、誰人の目にも、至當と認められ、従つて獨逸政府も、快く之を承諾せしかば、聯合諸國は、倫敦に委員を派して會議を開き、之を確定案となせり。但し、尙ほ賠償總額の問題は、未決の儘に残り、是と共に必然的に關聯すべき聯合國間の債務問題も残りたるが故に、賠償問題は、完全に解決せられたるに非ざるも、唯だ此の計劃の實行により、少くとも

556  
153



相當期間に亘り、相互に信誼安心を恢復せしむるの結果を生ぜるの一點は疑ひなきが如し。故に、此の倫敦會議は、賠償問題の最終解決にあらずとも、少くとも、最終解決の軌道に乗せられたるものと言ふを得べし。

通俗世界全史第十七卷終

昭和三年四月十四日印刷  
昭和三年四月十七日發行

通俗世界全史第十七卷  
二十世紀史(下卷)

編輯者 早稻田大學出版部  
代表者 東京府豊多摩郡  
種村宗八  
戸塚町下戸塚五十八番地

印刷者 東京市牛込區櫻町七番地  
竹内喜太郎

發行所 東京市牛込區早稻田  
早稻田大學出版部  
(振替 東京一四二五三  
名古屋二三四五)

不許複製

日清印刷株式會社印刷

556  
153



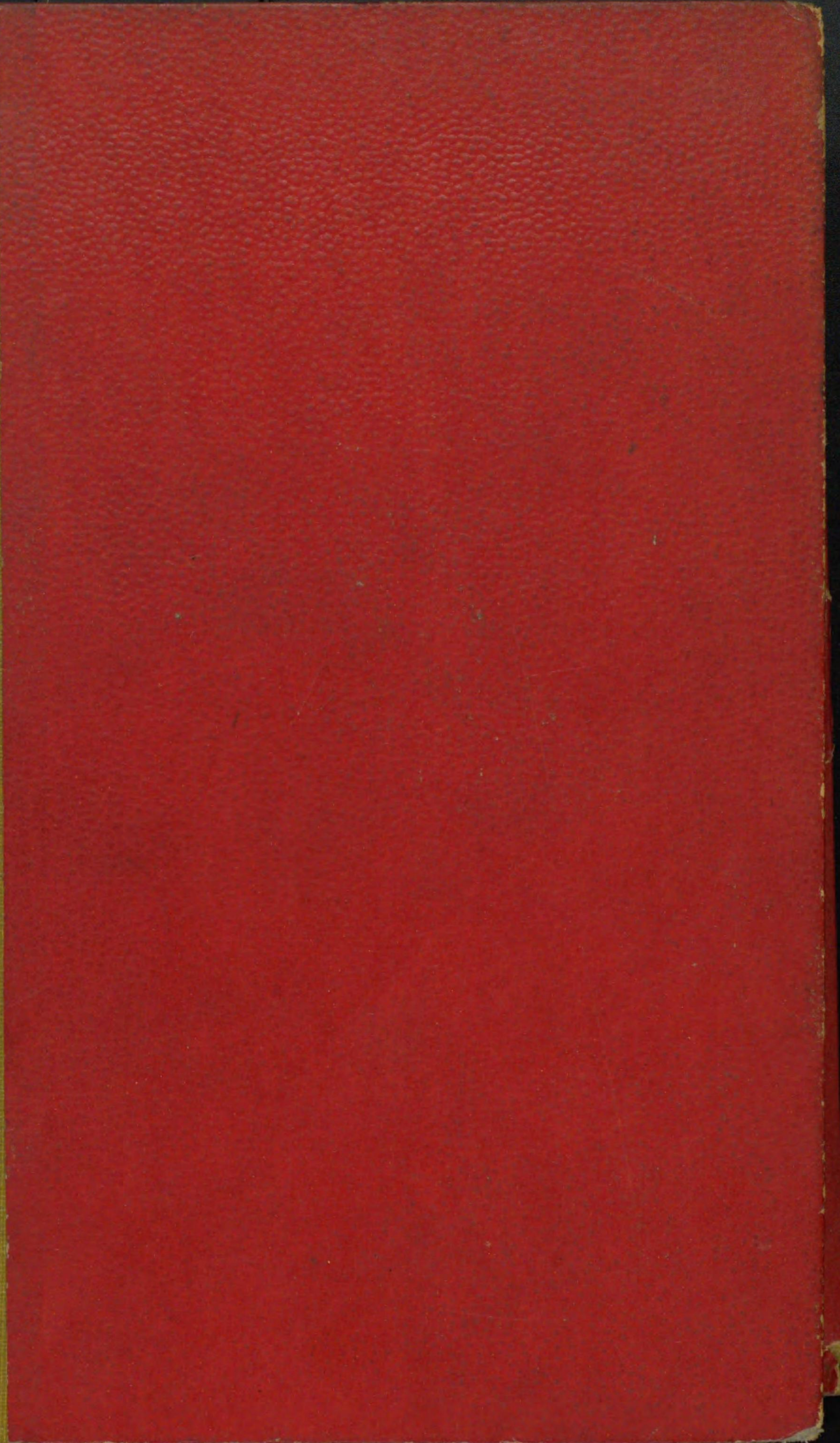
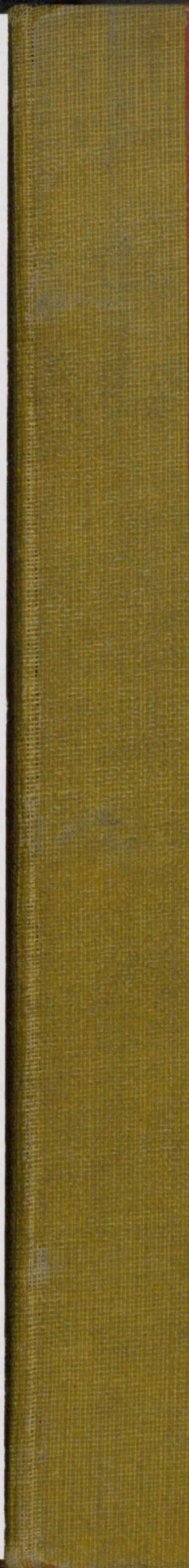
556  
153

民國二十二年四月八日發行  
上海商務印書館  
地址：上海南京路  
電話：二二二二  
發行所：上海南京路  
印刷所：上海南京路  
總經銷：上海南京路  
零售處：上海南京路  
廣告費：上海南京路  
訂費：上海南京路  
零售：上海南京路  
訂費：上海南京路



556  
153





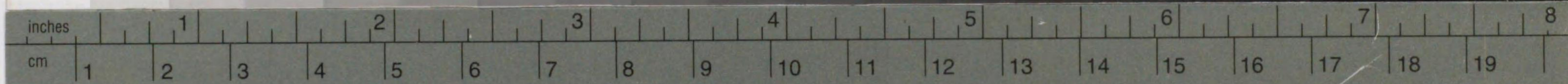


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

